

令和元年5月15日

# 令和元年登米市議会定例会 5月特別議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第3号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	5
報告第4号	登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	7
報告第5号	登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	9
報告第6号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	11
議案第46号	和解することについて	12



## 報告第3号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成31年3月28日、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和元年5月15日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成31年3月28日

登米市長 熊谷盛廣

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成30年度分」を「平成31年度分」に改める。

第4条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「平成31年3月末日」を「平成32年3月末日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 報告第4号

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成31年3月29日、登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年登米市条例第30号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和元年5月15日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年登米市条例第30号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年登米市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



## 報告第5号

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

平成31年3月29日、登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年登米市条例第70号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和元年5月15日提出

登米市長 熊谷盛廣

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年登米市条例第70号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年登米市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 報告第6号

### 損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月15日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	平成31年4月15日	平成31年2月23日、登米市 迫町佐沼字錦138（錦公園） において、公園内に落ちてい た釘により相手方の左足を負 傷させたもの。	52,250円 その余の請求を 放棄

## 議案第 46 号

### 和解することについて

平成 31 年 1 月 28 日に登米市迫町佐沼字江合三丁目地内で発生した救急車内資機材破損に係る損害賠償請求に関し、次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 5 月 15 日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 損害賠償請求の相手方 石巻市桃生町在住 女性 A

2 和解条項

- (1) A は、登米市に対し、救急車資機材（モニター液晶部一部破損）修理費用に係る損害賠償の額として金 109,090 円の支払い義務があることを認める。
- (2) A は、登米市に対し、(1) の金額をこの和解に係る議会の議決が得られた日から 20 日以内に、登米市が指定する金融機関の口座に送金して支払うものとする。
- (3) 登米市及び相手側は、本件に関し、和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを確認する。

3 和解の理由

本件は、登米市の損害賠償請求に対し、相手方が応じる意思を示したことから、和解しようとするものである。